

物件等調達

仕様書

高速鉄道部高速車両課

件名	東西線50系車両シート生地（全重検用）購入		
履行場所等	醍醐検車区		
契約期間	契約締結日	から	令和8年3月31日まで
支払方法	本契約には、下記のうち●印が付された事項を適用する。 （●）支払方法は、発注者の完了検査合格後の一括払いとする。 （ ）支払方法は、発注者の完了検査合格後、検査合格数量分に相当する金額の部分払いとする。 （ ）支払方法は、〔 〕ごとの出来高精算払いとし、支払金額に端数が生じたときは、初回支払時に端数分を支払う。 （ ）本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものである。発注者は、翌年度以降において当該案件に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していた金額を請求することはできない。受注者は、この規定に定めるもののほか、発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。 （ ）その他（自由記述）		

(適用)

第1条 本仕様書は、東西線50系車両の全重検での張替えに使用する鉄道車両用シート生地（全重検用）（以下「本部品」という。）の購入に適用する。

(当事者)

第2条 本仕様書において、「発注者」とは京都市交通局といい、「受注者」とは請負人をいう。

(製作範囲及び数量等)

第3条 本部品の製作範囲及び数量等は付表のとおりとする。

(設計及び製作上の注意)

第4条 本部品の製造仕様は別紙のとおりとする。設計及び製作に際して、特に指示の無いものについては、既存車両との動作、機能及び特性上の整合を図り、改造等の変更があったものに対しても考慮すること。

なお、使用する材料は、十分吟味し、設計及び製作は入念かつ丁寧に行い、細部の構造及び機能等は、実用上最も優れたものとする。

(関係法規の適用)

第5条 本装置は、原則として京都市交通局契約規程、鉄道事業法等関係法規、京都市高速鉄道車両実施基準並びにJIS等関係規格を遵守したうえで、設計、製作及び検査を行うこと。

(変更)

第6条 契約後においても、発注者が必要と認めたときは、協議のうえ、軽微な変更を行うことができるものとする。その場合、受注者は契約金額内で応じるものとする。

(特許及び実用新案)

第7条 受注者は、本装置について、国内及び国外の特許、実用新案及び意匠並びにその他権利上の問題が生じたときには、これの解決に当たるとともに、これらに関するすべての費用及び損害を負担し、発注者にいかなる支障も及ぼしてはならない。

(書類の提出)

第8条 受注者は、発注者の指示する様式により指定期日以内に次の図書を提出すること。

- (1) 請負予定工程書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (2) 製造の請負代金明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (3) 試験成績書（写真、成績書等）・・・・・・・・・・3部

- (4) 納入明細書（納品書） 1 部
- (5) 製造の請負検査申請書 2 部
- (6) 契約完了届 1 部
- (7) その他発注者の指示する図書 指定部数

(打合せ)

第9条 受注者は、本製品の製作、試験及び検査に当り、発注者と十分な打合せを行うこと。また、打合せ事項について発注者の要請に応じて別途指示する書式の議事録を提出し、発注者の承諾を得ること。ただし、発注者が不要と認めたものに限り、打合せを行わないことがある。

(完了検査)

第10条 本製品は、発注者が指定する場所において、発注者の立会いの下に別に規定する試験及び検査を行い、これに合格しなければならない。ただし、発注者が認めたものに限り、受注者の試験成績書又は検査成績書により、合格を与えることがある。

なお、試験及び検査に必要な資材及び設備等の提供並びにこれらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(保証期間)

第11条 本製品の保証期間は検査合格後1年とする。また、この期間に生じた製作及び材料の不良等による不具合については、受注者の責任において、発注者の指定期日内に無償で新品との取替えを行うものとする。ただし、発注者に責あるときは、その限りでない。

(納入場所)

第12条 本製品の納入場所は、次のとおりとする。

納入場所 京都市交通局醍醐車庫 車両工場 醍醐検車区

(所在地 京都市伏見区醍醐高畑町30-1)

- 2 本製品の納入に必要な資材、設備及び費用並びに納入完了までの紛失及び損傷等のすべての責任は、受注者が負担すること。
- 3 納入に際しては、前日までに、納入日時、納入手段及び積み降ろしのためのクレーン、フォークリフト等の使用の有無を発注者に連絡すること。

(荷造り等)

第13条 本製品の荷造りは、基本的に50mを単位とした反物とする。また、部品名等がわかるよう明記し、損傷の防止、防湿及び荷役等を十分配慮すること。梱包物の発生をできる限り低減し、必要以上に過剰な梱包物は、受注者の責任において引取るものとする。

製作納入範囲及び数量

品 名	仕 様	数量 (m)	単価 (円)	金 額 (円)	備 考
東西線 50 系車両シート生地（全重検用）					
座席シート生地 (プリファード ：シルバー)	幅 780mm 別紙の通り ※シート生地の材料は以下のとおりとする (相当品不可) *商品名： プリファード 鉄道車両用材料燃焼試験番号：19-481K	400			数量は、1 反 の実長を合計 した数量とす る。
座席シート生地 (きらら：紫)	幅 780mm 別紙の通り ※シート生地の材料は以下のとおりとする (相当品不可) *商品名： キララ 鉄道車両用材料燃焼試験番号：19-428K または *商品名： キララ 鉄道車両用材料燃焼試験番号：2024-1065K	800			数量は、1 反 の実長を合計 した数量とす る。

本 体 (円)	
消費税及び地方消費税相当額 (円)	
合 計 (円)	

製造仕様座席シート生地（プリファード：シルバー）

1 密度

		密 度（本／25.4 mm）	
経	糸	4 2	± 2 本
緯	糸	5 2	± 1 本

2 糸種

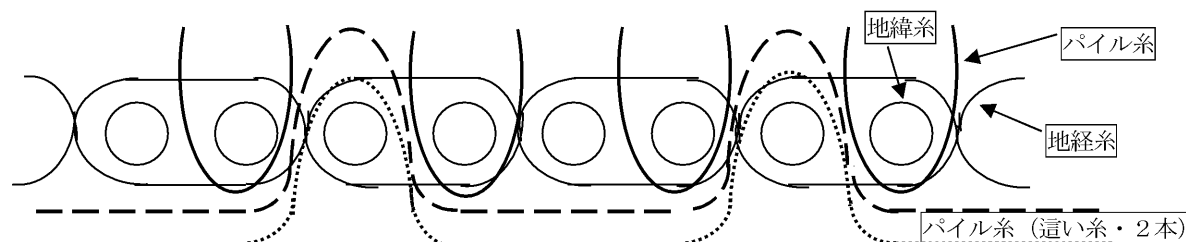
	材 質	糸の番手
パイル糸	難燃ポリエステル 1 0 0 %	2 0 / 2
地 経 糸	難燃ポリエステル 1 0 0 %	3 0 / 2
地 緯 糸	難燃ポリエステル 1 0 0 %	3 0 / 2

3 布及び厚さ（全厚）

幅	7 8 0 mm
厚さ	3 . 0 mm（+ 0 . 2 mm、－ 0 mm）

4 組 織

組織は、下図のとおりとする。



5 色及び柄

色	シルバー	見本を提出し承認を得ること
柄	プリファード	

6 材料等

材料は鉄道車両用材料燃焼試験の燃焼性規格の難燃性以上のものであること。（燃焼試験成績書を提出※）。また、抗菌・消臭・防汚の効果を有する加工を施した材料を使用し、効果の評価に必要な試験を行い成績書を提出※するものとする。

※従来と内容変更がない場合は、発注者の指示で省略する場合がある。

製造仕様

座席シート生地（きらら：紫）

1 密度

	密 度（本／25.4 mm）
経 糸	4 2 ± 2 本
緯 糸	5 2 ± 1 本

2 糸種

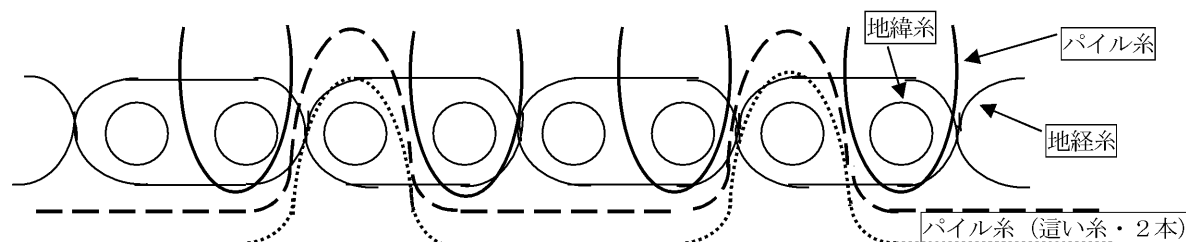
	材 質	糸の番手
パイル糸	難燃ポリエステル100%	20／2
地 経 糸	難燃ポリエステル100%	30／2
地 緯 糸	難燃ポリエステル100%	30／2

3 布及び厚さ（全厚）

幅	780 mm
厚さ	3.0 mm（+0.2 mm、－0 mm）

4 組 織

組織は、下図のとおりとする。



5 色及び柄

色	地色は紫	見本を提出し承認を得ること
柄	きらら	

6 材料等

材料は鉄道車両用材料燃焼試験の燃焼性規格の難燃性以上のものであること。（燃焼試験成績書を提出※）。また、抗菌・消臭・防汚の効果を有する加工を施した材料を使用し、効果の評価に必要な試験を行い成績書を提出※するものとする。

※従来と内容変更がない場合は、発注者の指示で省略する場合がある。